

さぬき市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・  
認知症施策推進計画策定業務委託仕様書

1. 目的

老人福祉法第20条の8、介護保険法第117条及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条の規定に基づき、国や県の動向、本市の高齢者の状況等を的確に把握するとともに、本市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス見込量等を定める「さぬき市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画」を策定することを目的とする。

2. 業務名

さぬき市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務

3. 業務の期間

契約の日から令和9年3月26日まで

4. 委託業務の内容

(1) 現状分析

①高齢者福祉及び介護保険事業に関する現状分析

- ・本市の上位計画や関連計画等を参照することで、社会経済的特性や地域福祉資源の整備状況、本市の高齢者を取り巻く状況、介護保険サービスの利用等について整理すること。
- ・現行の「さぬき市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」において設定した基本目標に基づき、計画内に記載された施策について施策評価シート等を作成することで、その内容を評価するとともに、新たな計画策定に向けての課題及び方向性の検討を行うこと。また、必要に応じて、各課へのヒアリング調査を実施すること。

②給付分析

- ・地域包括ケア「見える化」システムを活用した給付分析に加え、委託者が提供する国保連合会の給付実績データ（111xxx.csv、011xxx.csv）を活用した給付分析を行うこと。
- ・事業量見込みに対する計画対比について、地域包括ケア「見える化」システムへの実績反映時期と策定委員会の開催時期に差異が生じることから、国保連合会の給付実績データを活用した給付分析を独自に行ったうえで、計画対比を検証すること。

③他保険者等の動向把握・情報提供支援

- ・国及び都道府県、他保険者等の動向を把握・分析すること。
- ・必要に応じて、他保険者における先進事例等について、情報提供を行うこと。

(2) 人口推計及びサービス見込量・保険料の設定支援

- ・人口、被保険者数及び要介護認定者数の将来推計を行うこと。
- ・認知症高齢者数の将来推計を行うこと。
- ・地域包括ケア「見える化」システムや現状分析の結果等を活用し、介護給付費対象サービス等の利用者数及び見込量を算出すること。推計値や見込量については、複数回推計を行う必要があると想定されるため、その都度地域包括ケア「見える化」システムへの入力及び修正作業に対応すること。
- ・上記をふまえ、保険料の設定に関する提案及び算出作業を行うこと。

(3) 計画の策定支援

- ・各種調査結果や現状分析の結果をもとに、本計画策定にあたっての課題をとりまとめ、分析すること。また、包含計画に関連する現状分析や、委託者によるヒアリング調査等の実施結果についても、課題のとりまとめ・分析等を行い、必要に応じて、計画案に掲載すること。本計画においては、新たに認知症施策推進計画を包含するため、計画全体の構成や内容等について包含計画の趣旨等をふまえた助言を行うこと。
- ・ロジックモデル等を活用し、計画の基本視点、具体的施策や事業の展開案がより分かりやすく効果的なものとなるように検討すること。また、施策の実行評価が可能となるような数値目標及び指標を設定すること。
- ・計画書骨子案、計画書素案及び計画書成案を作成すること。

※具体的な手法については、国及び都道府県の指針等に従うこと。

※計画書成案は、ユニバーサルデザインの視点をもって作成し、誰にでも分かりやすい資料となるよう配慮すること。

(4) パブリックコメントの実施支援

- ・委託者においてパブリックコメントを実施する際、実施方法やとりまとめ方法についての助言を行うこと。
- ・パブリックコメントによる意見を集約するとともに、必要に応じて計画素案に反映すること。

(5) 策定委員会等の運営支援（4回程度、平日日中2時間程度を想定）

- ・会議資料を作成し、会議1週間前には校了データを提出すること。
- ・本業務に主として関わる研究員が策定委員会に出席し、運営支援（必要に応じて、資料説明や質疑対応等を含む。）を行うこと。
- ・会議終了後2週間以内に、会議録を作成すること。
- ・事前に、計画策定及び会議実施に向けた委託者との協議を行うこと。

(6) 成果品

- ・計画書素案<パブリックコメント用>（WordまたはExcelデータ及びPDFデータ）
- ・計画書成案

◇成案（A4判無線綴じ製本、両面印刷、表紙：レザック紙、本文：上質紙、1色刷り、100頁以内、3部）

◇電子データ（WordまたはExcelデータ及びPDFデータ）

- ・その他本業務で作成・使用したデータ一式（電子データ） ※CD-R 1枚を納品すること。

## 5. その他

### (1) 本業務の実施に伴う留意事項

- ・本業務の履行に係る打合せは、実施時期に応じて対面、電話、メール等で行うこと。また、打合せの結果については、受託者が記録・整理のうえ、打合せ終了後速やかに提出すること。
- ・本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について委託者と協議すること。
- ・仕様書の詳細に係る事項や仕様書に定めのない事項は、国及び都道府県の指針等に準拠し、技術上必要と認められる事項について、受託者の責任において補充するものとする。また、業務遂行にあたって疑義・変更が生じた場合は、対応方法等について委託者と協議するとともに、協議結果をもとに誠意を持って対応すること。
- ・第三者が所有するイラスト、写真等を使用する場合は、受託者の責任において著作権処理等を行うこと。委託者が制作したデータやイラスト等の二次利用については、委託者と協議のうえ、許可された範囲内で使用すること。
- ・本業務のすべての成果品に係る著作権・著作権等の権利は委託者に帰属する。受託者において責任をもって校正した後、委託者の確認・承認を受けること。業務委託終了後に成果品の誤りや不備が発見された場合は、委託者と協議のうえ、修正対応を行うこと。
- ・今後の法改正に伴い、国及び都道府県の指針等に変更等が生じた場合は、可能な限り対応すること。また、国及び都道府県への各種報告や資料提出があった場合には、委託者の指示する時期に円滑に対応すること。
- ・委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず委託者に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応すること。

### (2) 業務受託体制に関する留意事項

- ・令和8年4月1日時点で四国内に本社、支社のいずれかを有していること。
- ・本業務に主として関わる研究員は、受託者の常勤職員であること。（契約締結時に健康保険証の写しを提出すること。）
- ・本計画には、専門的知識や計画策定の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野に入れた計画づくりが必要であるため、高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定において、香川県内での受託実績を有していること。（調査業務のみの策定実績は対象外とする。）
- ・本業務では、計画策定に係る施策展開をふまえた実効性の高い計画策定を行うことを想定しており、専門的な知見を持った受託者による支援のもと、業務を遂行することを前提としている。よって、本業務を担当する研究員として、高齢福祉・介護保険全般について提言できる高い専門性を持つ者（本業務では、社会福祉士の資格を有する者及び主任介護支援専門員の資格を有する者）をそれぞれ1名以上配置すること。（いずれも、提案者に常勤する正社員に限る。）

- 本件については、個人情報を取り扱うため、本契約業務を受託、または本契約業務に係る事業者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定、もしくは同等の第三者評価を5回以上更新した法人であることを必須とし、法人認定を証する書類の写しを「参加申込書」と一緒に提出すること。（申請中や、法人認定ではない資格（担当者個人が有する個人情報保護士等）は対象外とします。）個人情報の取扱いについては、細心の注意を払うとともに、委託業務処理に際して知り得た事項については、他に漏らすことのないよう秘密保持を遵守すること。